

団体信用生命保険身体障害保障特約(非幹事専用)条項

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険身体障害保障特約（非幹事専用）条項

（この特約の趣旨）

この特約は、団体信用生命保険契約に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が、債務者および連帯保証人の身体障害者福祉法に基づく所定の状態に際し支払われる身体障害保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にしない、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

（特約の締結、被保険者および責任開始期）

第1条 この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の契約応当日に主契約に団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約（非幹事専用）（以下「高度障害保険金不担保特約」といいます。）が付加されている場合、保険契約者の申出によって、当社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。ただし、当社との協議により、主契約の契約日の月ごとの応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）に主契約に付加して締結することができます。

- ② 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の被保険者に関する規定に定める要件を満たす者で、かつ、第3条（特約の被保険者資格）第1項の資格を有する者は、当社が申込を承諾した場合に協議で定めるところによりこの特約の被保険者となります。
- ③ この特約についての当社の責任開始期は、協議により定めます。これにより定まる責任開始の日を、以下「特約の責任開始日」といいます。

（特約が付加された保険契約の被保険団体）

第2条 特約が付加された保険契約（以下「高度障害不担保・身体障害保険契約」といいます。）において、主約款に定める被保険団体とは、高度障害保険金不担保特約第2条（特約が付加された保険契約の被保険団体）第1項の規定にかかわらず、協議で定めるところにより、次の各号の集団から構成されるものとします。

1. 主契約、高度障害保険金不担保特約およびこの特約の被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・身体障害部分」といいます。）
 2. 主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡部分」といいます。）
 3. 主契約のみに加入した被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・高度障害部分」といいます。）
- ② この特約は死亡・身体障害部分について適用し、死亡部分および死亡・高度障害部分については、この特約に死亡部分および死亡・高度障害部分に関する定めがある場合を除き、主約款および高度障害保険金不担保特約に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者資格)

第3条 この特約の被保険者になることができる者は、当社が定める要件を満たす者であることを要します。

- ② 被保険者が前項の資格を欠いた場合には、その日からこの特約の被保険者でなくなります。
- ③ 前項の場合、この特約のその被保険者に対する部分は第1項の資格を欠いた日をもって消滅します。なお、その被保険者が第1項の資格を欠いた日以後引き続き主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者であるときは、その被保険者については、主契約および高度障害保険金不担保特約の被保険者の集団に属する者として、以後主約款および高度障害保険金不担保特約に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者の数)

第4条 この特約の被保険者の数は、当社の定める数以上であることを要します。

(高度障害不担保・身体障害保険契約の保険料の計算)

第5条 高度障害不担保・身体障害保険契約の保険料は、高度障害保険金不担保特約第5条(特約が付加された保険契約の保険料の計算)の規定にかかわらず、次の各号の保険料ごとに、主約款の保険料の計算に関する規定に基づき、それぞれ計算します。

1. 死亡・身体障害部分にかかる保険料(以下「死亡・身体障害保険料」といいます。)
2. 死亡部分にかかる保険料(以下「死亡保険料」といいます。)
3. 死亡・高度障害部分にかかる保険料(以下「死亡・高度障害保険料」といいます。)

(死亡・身体障害部分の特別保険料)

第6条 当社は、この特約の締結、復活、契約期間の延長の際または主契約の契約日の月ごとの応当日に、死亡・身体障害部分の支払事由発生率が特に高率であると認めた場合には、当社の定めるところにより特別保険料を徴収することがあります。この場合、前条の規定により計算される死亡・身体障害保険料に特別保険料を加えたものをもって、死亡・身体障害保険料とします。

(高度障害不担保・身体障害保険契約の保険料の払込)

第7条 保険契約者は、高度障害保険金不担保特約第6条(特約が付加された保険契約の保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、死亡・身体障害保険料、死亡保険料および死亡・高度障害保険料を一括して払い込むことを要します。ただし、当社との協議がある場合は、協議に定めるところにより払い込むことを要します。

- ② 高度障害保険金不担保特約第6条第2項の規定にかかわらず、死亡・身体障害保険料、死亡保険料および死亡・高度障害保険料がいずれも払い込まれた時に、主約款に定める保険料の払込があったものnとします。

- ③ 前2項に定めるほか、高度障害不担保・身体障害保険契約の保険料については、主約款の規定に基づき取り扱います。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約および高度障害保険金不担保特約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者からの別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(身体障害保険金の支払)

第10条 当社は、この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に、次の各号をともに満たしたときは、所定の身体障害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. その被保険者の特約の責任開始日(復活が行なわれた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。)以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当したこと(その被保険者の特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、その被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害(以下「複数障害」といいます。)に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級または2級の障害に該当した場合も含みます。)
 2. 前号に定める障害に対して、同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったこと
- ② 前項の規定により身体障害保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が前項の支払事由に該当した時に消滅します。
- ③ この特約の被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第14条(身体障害保険金を支払わない場合)各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があった場合は、次の各号のとおり取り扱います。
1. 第14条各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当する場合は、その障害については、本条および第14条柱書ただし書の規定を適用します。

2. 第14条各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が3級以下の障害に該当する場合は、当社は、身体障害保険金を支払いません。

- ④ 主約款の規定によりこの特約の被保険者について死亡保険金が支払われた場合には、その被保険者について以後当社は身体障害保険金を支払いません。また、この特約の規定により身体障害保険金が支払われた場合には、その被保険者について以後当社は死亡保険金を支払いません。

(身体障害保険金の請求手続)

第11条 保険契約者は、前条に規定する身体障害保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当社に通知してください。

- ② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者が身体障害保険金の支払事由に該当したことを知った日から2カ月以内に次の書類を提出して身体障害保険金を請求してください。ただし、正当な事由があれば、2カ月以内に提出できなくてもさしつかえありません。

1. 身体障害保険金支払請求書
2. その被保険者の身体障害者手帳の写し
3. 当社の定めた様式による医師の診断書
4. その被保険者の住民票

- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による身体障害保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している未払込保険料の総額がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、身体障害保険金を支払います。

(身体障害保険金の支払の時期および場所)

第13条 主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による身体障害保険金の支払の場合に準用します。

(身体障害保険金を支払わない場合)

第14条 次の各号のいずれかにより第10条(身体障害保険金の支払)第1項第1号に定める障害に該当したときには、当社は、身体障害保険金を支払いません。ただし、本条第5号の規定により第10条第1項第1号に定める障害に該当した被保険者の数の増加の程度に応じ、身体障害保険金を支払または身体障害保険金を削減して支払うことがあります。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

2. 主契約の保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その保険金受取人が身体障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の主契約の保険金受取人に支払います。
3. 被保険者の犯罪行為
4. 被保険者の薬物依存
5. 戦争その他の変乱

(告知義務)

第15条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に必要と認めた場合には、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、当社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、その医師に口頭で告知することを要します。
- ③ 当社は、この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に必要と認めた場合には、この特約の被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項についての資料の提出を求めることがあります

(告知義務違反による解除)

第16条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 身体障害保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、当社は、身体障害保険金を支払いません。また、すでに身体障害保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、身体障害保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、身体障害保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 1. この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、当社が解除の原因となる

事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき

3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

⑦ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。

1. 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき

2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を超えて継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実により第10条(身体障害保険金の支払)第1項第1号に定める障害に該当しているとき(特約の責任開始日前に原因が生じていたことにより、身体障害保険金が支払われない場合を含みます。)を除きます。

(重大事由による解除)

第17条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(その他の解除)

第18条 この特約のその他の解除については、主約款のその他の解除に関する規定を準用します。

(特約からの被保険者の脱退)

第19条 この特約からの被保険者の脱退については、主約款の被保険者の脱退に関する規定を準用して取り扱います。

② 前項の規定により特約の被保険者でなくなった者については、第3条(特約の被保険者資格)第3項を準用します。

(特約の解約)

第20条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第21条 主契約または高度障害保険金不担保特約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(返戻金)

第22条 この特約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第23条 当社は、この特約の支払事由にかかわる法令等の改正があり、その改正がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

- ② 当社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「特約条項変更日」といいます。）から将来に向けて支払事由を変更します。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、特約条項変更日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2カ月前までに通知できない場合には、特約条項変更日前に通知します。

(協議内容の決定および変更)

第24条 次の各号の事項については、この特約の締結の際、保険契約者と当社とが協議のうえ定めます。

- 1. 身体障害保険金の支払方法等に関する事項
 - 2. 主契約の協議内容に準じる事項
 - 3. その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、この特約の締結後においても保険契約者と当社とが協議のうえ、当社の定めた範囲内で変更することができます。
 - ③ 本条の規定によって定められた事項は、特約内容の一部となるものとします。

(特約の契約期間)

第25条 特約の契約期間は、特約を締結した直後に到来する主契約の契約応当日の前日までの期間をいい、以後、特約の契約期間満了日の翌日にこの特約の被保険者の数が当社の定める数を下回らないときは、特約の契約期間をその契約期間満了日の翌日から1年延長します。

- ② 当社は、特約の契約期間満了日の翌日に、死亡・身体障害部分にかかる平均保険料率を再計算します。
- ③ 前項の平均保険料率には、特約の契約期間満了日の翌日における保険料率を用います。
- ④ 保険契約者は、特約の契約期間満了日までに特約の契約期間を延長しない旨を当社に通知することにより、この特約の契約期間を満了とすることができます。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(主約款に定める連生被保険者に関する特則)

第27条 この特約を主約款に定める連生被保険者に適用する場合には、次の各号の規定により取り扱います。

1. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のすべてがこの特約の被保険者となることを要します。
2. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のうちいずれか1人が第10条(身体障害保険金の支払)に定める支払事由に該当したときに身体障害保険金の支払事由が生じるものとし、連生被保険者について支払われる身体障害保険金は、身体障害保険金の支払事由が生じた時点での未償還債務残高相当額を上限とします。
3. 連生被保険者のうちいずれかの被保険者の故意、重大な過失、犯罪行為または薬物依存により、他の被保険者が第10条第1項第1号に定める障害に該当した場合には、当社は身体障害保険金を支払いません。

備考

1. 特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因とする障害

特約の責任開始日前の傷害または疾病に特約の責任開始日以後の傷害または疾病が加わったことによりこの特約の被保険者が特約の責任開始日以後の障害に該当している場合で、特約の責任開始日以後の傷害または疾病がその責任開始日以後の障害に与える影響が軽微である場合（その責任開始日以後の障害の重大性からみて、特約の責任開始日以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始日以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

